

## 赤坂台校区連合自治会会則

### 第1章 総則

(名称及び事務所)

第1条 本会は赤坂台校区連合自治会と称する(以下「本会」と云う)

2 本会の事務所を赤坂台地域会館(堺市南区赤坂台2丁5番15号)に置く。

(組織)

第2条 本会は赤坂台校区に居住する者で組織された単位自治会・単位管理組合(以下「自治会等」という)をもって組織する。

### 第2章 目的

(目的)

第3条 本会は赤坂台校区内居住者の親睦と連帯を密にし、文化生活に寄与するとともに、各行政官公庁、各種団体との交渉・連絡を行い、共同利益を追求し、住みよい生活環境をつくることを目的とする。

2 本会は政党・宗派及び利益団体によって干渉拘束されない、また偏向しない。

### 第3章 運営の基本原則

(運営)

第4条 本会運営の基本

(1) 本会は居住者でつくられた自治会等の代表で構成され、相互に協力し、共通の課題や問題解決にあたる。

(2) 本会は常に全員の意見を広く聞き、できるだけ多くの話し合いをもち、民主的に運営する。

(3) 本会は行政官公庁よりの連絡その他については第3条に基づき自主的に判断を行うものとする。

(4) 本会は常に居住者の利益を代表し、役員はその任にあたる。

(5) 本会は自治会等の相互理解と協調により、交流・親睦を深め、事業運営を進める。

(6) 本会は適法・民主的な活動を旨とし、自治会等の自主的活動を尊重し、干渉しない。

(7) 本会は健全なる各種団体に対して、事業遂行に必要な場合は協力要請する事がある。

(加入及び脱退)

第5条 本会への加入及び脱退は、総会において自治会等を代表する者の意思表示を以って承認する。

2 会期中の加入または脱退については、役員会で仮承認することができる。ただし、次期総会において承認を得るものとする。

[参考資料1]

(個人情報保護の取扱い)

第 6 条 本会が活動を推進するために必要とする個人情報の取得・利用・提供および管理については、「個人情報取扱規則」に定め、適正に運用するものとする。

## 第4章 機関

(機関)

第 7 条 本会に次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) 三役会
- (4) 専門部会
- (5) 地域会館管理運営委員会

(総会)

第 8 条 総会は本会の最高議決機関であり、自治会等より選出された代議員の2/3以上（委任状を含む）の出席で成立し、過半数賛成で議決する。

- 2 総会は定期総会と臨時総会とし、定期総会は毎年度始めにこれを開催する。また、1/3以上の自治会等の要請があったとき、若しくは会長が必要と認めたときは、会長は臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会の代議員は各自治会等より1名とする。
- 4 総会に諮る事項は次のとおりとする。
  - (1) 年間行事計画及び報告
  - (2) 予算、決算に関する事項
  - (3) 会則の改廃に関する事項
  - (4) 役員承認及び人事構成に関する事項
  - (5) 地域会館の管理に関する事項
  - (6) その他必要事項

(役員会)

第 9 条 役員会は総会の執行機関である。

- (1) 定例役員会は、会長が招集し原則毎月開催する。
- (2) 臨時役員会は、会長が必要と認めたとき、または自治会等の1/3以上の要請があったときは、会長がこれを要請し開催することができる。
- 2 役員会は第13条に掲げる役員で構成される。
- 3 役員会は構成人員の2/3以上（委任状含む）の出席で成立し、過半数の賛成で議決する。
- 4 役員会に諮る事項は次のとおりとする。
  - (1) 総会における議決権事項の遂行
  - (2) 総会に審議を求める事項の作成

[参考資料1]

- (3) 自治会等よりの提案事項の審議決定及びその遂行
- (4) 細則の設定及びその改廃に関する事項
- (5) 地域会館管理運営規則の改廃及び委員会からの報告事項の審議承認
- (6) その他必要事項

(三役会)

第10条 三役で構成し、役員会の議案その他について検討及び実施する。

(専門部会)

第11条 本会の目的達成のより具体化を図るため専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の組織、構成及び運営については、役員会で決定する。

(地域会館管理運営委員会)

第12条 地域会館の円滑かつ健全な管理を行うため、管理運営委員会を設置することができる。

- 2 管理運営委員会の組織、構成及び運営については、「赤坂台地域会館管理運営規則（以下「会館規則」という）」を設けて第7章に掲げる運営を行う。

## 第5章 役員

(役員)

第13条 本会に次の役員を置く。

- 1 三役
  - (1) 会長 1名
  - (2) 副会長 1名
  - (3) 書記長 1名
  - (4) 会計 1名
  - (5) 理事 若干名
- 2 幹事 自治会等より各1名

(任務)

第14条 役員は次の任務を分担する、総会で選出された三役の任務は、三役の互選により決定する。

- 1 三役
  - (1) 会長 本会を代表し、会務を総括する
  - (2) 副会長 会長を補佐し、会長任務を代行する
  - (3) 書記長 本会の会務全般を掌握し、事務を司る
  - (4) 会計 本会の会計を担当する
  - (5) 理事 任務を分担する
- 2 幹事 本会の会務を審議し、その遂行を分担する

[参考資料1]

(役員の選出等)

第15条 役員の選出、任期等については、別に定める「赤坂台校区連合自治会役員選出規則」の手続きにより運用するものとする。

2 前条2項の幹事については、自治会等の代表者またはその代行者とする。

(相談役)

第16条 本会に相談役を置くことができる。

2 相談役は、役員会において校区住民の中から適任者を選択し、会長が委嘱する。

3 相談役は、役員会に対し本会の運営に関して必要な助言を与えることができる。

## 第6章 会計

(会計区分)

第17条 本会の会計は、一般会計と特別会計とする。

2 一般会計は、本会の運営経費とし、会費、行事分担金、堺市補助金、その他によって運営する。

また、予算案及び決算については総会の承認を得るものとする。

3 特別会計は、地域会館基金積立金（以下「基金積立金」という）と、地域会館の管理運営会計（以下「地域会館会計」という）とに分かつ。

基金積立金は、地域会館の長期的な財政の確立を諮るために設置する。基金積立金への繰り入れは、一般会計の繰越金の範囲とし、総会の承認を得るものとする。

地域会館会計は、地域会館の管理運営に要する経費とし、会館使用料、堺市補助金、その他によって運営する。また、予算案及び決算については総会の承認を得るものとする。

(会費)

第18条 会費は、運営上の必要に応じ役員会の議決により決定するものとする。

2 年度途中で脱退した場合、既納された会費は返却しない。

(行事分担金)

第19条 行事分担金は、行事内容の必要性に応じ役員会の議決により決定するものとする。

2 年度途中で脱退した場合、既納された分担金は返却しない。

(寄付金)

第20条 寄附金の受理については、役員会で慎重に審議し、その可否を諮る。

(出金)

第21条 出金は会長の承認を必要とする。ただし、赤坂台地域会館にかかる特別会計は、別途地域会館管理運営規則に定める。

2 本会の役員は原則無報酬とする。ただし、活動の必要経費は支給する。

[参考資料1]

(会計年度及び監査)

第22条 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとし、会計は年1回以上、収支計算書を作成して、監査人の監査を受け、総会の承認を得なければならない。

(会計監査人)

第23条 本会に会計監査人2名を置く。

- 2 会計監査人は、総会の承認を得なければならない。
- 3 会計監査人の任期は1年とする。

## 第7章 地域会館

(地域会館)

第24条 堺市から本会に所有権の無償譲渡を受けた赤坂台地域会館の管理運営については、本会の責任のもとに、次の各項目により運営する。

- (1) 赤坂台地域会館の管理運営については、赤坂台校区内の各種団体・組織及び住人の代表からなる管理運営委員会を設けて管理運営する
- (2) 管理運営委員会の委員長は、本会の会長が兼務する
- (3) 管理運営委員会の事務局長は、本会の三役の内から1名が兼務する
- (4) 管理運営委員会の監査人は、本会の監査人が兼務する
- (5) その他必要な事項は別途規則で定める

## 第8章 会則の変更

(改廃)

第25条 本会則の改廃は、総会の議決を要する。

附 則

- 1 定めなき事項について、役員会の承認を得るものとする。
- 2 本会の設立年月日は昭和53年(1978年)1月29日とする。

この会則は、昭和53年(1978年)1月29日から施行する。

昭和57年(1982年)	5月16日	一部改正
昭和58年(1983年)	5月8日	一部改正
昭和59年(1984年)	5月13日	一部改正
昭和61年(1986年)	3月9日	一部改正
昭和61年(1986年)	12月14日	一部改正
平成2年(1990年)	4月8日	一部改正
平成10年(1998年)	1月11日	一部改正(平成10年4月1日から施行)
平成15年(2003年)	4月1日	一部改正
平成31年(2019年)	4月1日	一部改正
令和5年(2023年)	3月12日	一部改正(同日施行)